

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和8年8月12日

新潟県知事 花 角 英 世

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 妻有ショッピングセンター北館

所在地 十日町市高田町六丁目691-1 外

設置者 イオンリテール株式会社 他6者

2 届出の概要及び公告日

概 要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名）に関する届出

公告日 令和8年3月10日

3 意見の概要

(1) 十日町市からの意見の概要

意見なし

(2) 居住者等の意見の概要

意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

5 縦覧期間

令和8年8月12日から令和8年9月12日まで